



佐賀県公報

平成16年
10月22日
(金曜日)
第 12523号

四 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○ 収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

迎

出

○取引店及び緊急支払店の指定の一部改正

公 告

(六五四・余訛課) 一

○落札者等の公示

○

"

○大規模小売店舗の変更に関する公示

○競争入札の参加者の資格

○落札者等の公示

○ 収 告

(道路公社) 七

● 佐賀県告示第六百五十四号

取引店及び緊急支払店の指定（平成11年佐賀県告示第六百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十月二十一日

佐賀県知事 古川 康

「の表の佐賀県信用農業協同組合連合会本所の項中「農政課 流通経済課」

を「生産者支援課」に改める。

「の表の株式会社佐賀銀行有浦支店の項中「東松浦高等学校」を「東松浦高等學校 唐津青翔高等学校」に改める。

次のとおり落札者等について公告します。
平成16年10月22日

1 業務名 平成16年度佐賀県ペーソナルコンピュータ等運用・保守支援業務委託

2 契約の相手方を決定した手続

（医務課）一

（商工課）二

（建設・技術課）三

3 入札公告を行った日

平成16年7月23日

4 落札決定日

平成16年9月10日

5 落札者の氏名及び住所

（1）氏名

株式会社佐賀電算センター

（2）住所

佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7

6 落札金額

24,045,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（1）部局の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課

（2）所在地

佐賀市城内一丁目1番59号

次のとおり落札者等について公告します。

2

平成16年10月22日

收支等命令者

佐賀県立病院好生館長 河野仁志

第12523号

- 1 購入物品名及び数量
乳房X線撮影装置 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 契約の相手方を決定した日
平成16年9月2日
- 4 一般競争入札の公告日
平成16年7月23日
- 5 契約者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社自治体病院共済会 代表取締役社長 下川泰

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器鳥栖店・ソフトタウンとす店
鳥栖市宿町字原田962番地7 外

(2) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午後8時
(変更後) 午後9時30分 (株式会社ベスト電器)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前9時30分から午前2時30分まで

ウ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所 (建物敷地北側1か所及び東側1か所)
(変更後) 4か所 (建物敷地北側1か所、東側2か所及び南側1か所)

- 6 契約価格
41,790,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
佐賀県立病院好生館業務課用度担当

(3) 変更する年月日
平成16年10月8日

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (ア) 大規模小売店舗を設置する者
(a) 株式会社ベスト電器

て適用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覽に供します。

平成16年10月22日

佐賀県知事 古川康

平成16年10月22日(金)

署名 賀佐

- 代表取締役 有薗 憲一
福岡市中央区那の津二丁目1番12号
(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 26.52立方メートル
建物内西側 8.00立方メートル
計 34.52立方メートル
- (b) 赤司 三恵子
福岡市南区野多目五丁目16番15号
- (c) 入江 雅代
茨城県龍ヶ崎市佐貫町427番地8
- (d) 小林 照代
東京都八王子市横川町617番地103
- (e) 赤司 龍一
福岡市南区野多目五丁目16番17号
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者
(a) 株式会社ベスト電器
代表取締役 有薗 憲一
福岡市中央区那の津二丁目1番12号
(b) 株式会社ベストクレジットサービス
代表取締役 高倉 章
福岡市早良区西新四丁目8番20号
- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,400平方メートル
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の位置及び収容台数
建物外平面駐車場(建物東側) 69台
(イ) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟建物南東側 13台
(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 55.2平方メートル
建物西側 16.0平方メートル
- 計 71.2平方メートル
(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 26.52立方メートル
建物内西側 8.00立方メートル
計 34.52立方メートル
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後8時まで
- 2 届出年月日
平成16年9月27日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課
(2) 縦覧期間
平成16年10月22日から
平成17年2月21日まで
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。
-
- 平成17年度及び平成18年度において佐賀県が発注する建設工事等について、
佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)及び佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号)の規定に基

づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成16年10月22日

佐賀県知事 古川 康

1 業種の区分

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の2部門による。

ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

エ 地質調査業務

オ 測量業務

カ 環境調査業務

キ その他

2 申請の時期

(1) 県内に本店を有する建設工事業者
平成16年12月2日から平成16年12月15日まで

(2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者
平成16年10月25日から平成16年11月11日まで

(3) 県外に本店を有する建設工事業者
平成16年11月24日から平成16年12月3日まで。ただし、特定調達契約に

係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。

3 申請の方法

(1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(ア) 資格審査申請書

(イ) 80円切手

(ウ) 申請書受理票

(エ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）

(オ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）

(カ) 平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査結果通知書の写し

(キ) 平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査結果通知書又は総合評定結果通知書の写し

(ク) 平成15年1月1日から平成16年12月31までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知書の写し

(ケ) 平成16年11月30日の時点において有効なISO（国際標準化機構）9001及びISO14001の認証（財団法人日本適合性認定協会又はIAF（国際認定機関フォーラム）における国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。）を受けている場合は、その登録証の写し

(コ) 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく

き身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成16年6月1日の時点の報告書の写し

(サ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成13年2月1日から平成16年11月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書及び請負契約書の写し（当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。）

(シ) 佐賀県建設業者施行能力等評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書

(ス) 平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し

(セ) 建設工事のうち舗装工事への入札参加を希望し、かつ、平成16年11月30日の時点において有効な舗装施工管理技術者の資格を有する技術者がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険・厚生年金保険・被保険者資格取得通知書又は雇用保険・被保険者資格取得等確認通知書の写し

(ツ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(タ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(キ)までに掲げる書類

(イ) 平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し

(ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関する事を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

(エ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関する事を委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し

ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行なう建設工事業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(キ)まで及びイの(イ)から(エ)までに掲げる書類

(イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(オ)までに掲げる書類

(イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し

(ウ) 测量業務への入札参加を希望する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し

(エ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し（国の受付印が確認できるものに限る。）

(オ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書（入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。）

(カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類

(ア) アの(ア)から(オ)まで及びエの(ウ)から(オ)までに掲げる書類

(イ) 入札参加を希望する業種（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。）につ

	いて国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し	唐津土木事務所管理課管理担当
(イ) 建築関係建設コンサルタント業務 (建築士事務所部門に限る。) ~	電話 0955-73-2861	電話 0955-73-2861
の入札参加を希望する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号) 第	(イ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの	(イ) 伊万里市新天町122番地 4
23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し	伊万里土木事務所管理課管理担当	伊万里土木事務所管理課管理担当
(エ) 営業所に契約に関する事を委任する場合及び入札参加資格審査申	電話 0955-23-4151	電話 0955-23-4151
請について代理人による申請をする場合は、委任状	武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの	武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの
(2) 申請書様式の入手方法	武雄土木事務所総務管理課管理担当	武雄土木事務所総務管理課管理担当
佐賀県のホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/) からダウン	電話 0954-22-4184	電話 0954-22-4184
ロードできます。	鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの	鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの
なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。	鹿島市大字高津原3400番地	鹿島市大字高津原3400番地
(3) 申請書類の提出場所及び提出方法	鹿島土木事務所管理課管理担当	鹿島土木事務所管理課管理担当
申請書類は、次の場所に持参により提出すること。	電話 0954-63-3225	電話 0954-63-3225
ア 県内に本店を有する建設工事業者	イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設	イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設
(ア) 佐賀市、佐賀郡、多久市及び小城郡の区域内に本店を有するもの	工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加	工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加
佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当	資格の申請を行う建設工事業者	資格の申請を行う建設工事業者
電話 0952-24-4346	佐賀市城内一丁目1番59号	佐賀市城内一丁目1番59号
(イ) 神埼郡の区域内に本店を有するもの	佐賀県土づくり本部建設・技術課技術基準担当	佐賀県土づくり本部建設・技術課技術基準担当
神埼郡神埼町大字鶴3542番地	電話 0952-25-7168	電話 0952-25-7168
神埼土木事務所管理課管理担当	4 申請書類の作成に用いる言語等	4 申請書類の作成に用いる言語等
電話 0952-52-3187	申請書類は、日本語で作成すること。	申請書類は、日本語で作成すること。
(ウ) 鳥栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの	申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第	申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第
鳥栖市元町1234番地 1	95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載す	95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載す
鳥栖土木事務所管理課管理担当	ること。	ること。
電話 0942-83-4176	5 競争入札に参加することができない者	5 競争入札に参加することができない者
(エ) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4 第1項及び第167	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4 第1項及び第167
唐津市二タ子三丁目1番5号		

条の11第1項の規定に該当する者

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者

(5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者

6 競争入札参加資格の認定

申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。

5の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。

7 資格審査結果の通知

「入札参加資格決定通知書」により通知する。

8 資格の有効期間及び更新手続

競争入札参加資格の有効期間は、平成17年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成19年3月31日までとする。

上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成18年9月頃に平成19年度及び平成20年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。

9 競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び5の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。

○ 標 錙

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年10月22日

佐賀県道路公社

理事長 川 上 義 幸

1 工事名 三瀬トンネル有料道路2期建設工事その3
2 契約の相手方を決定した手続 条件付一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成16年7月28日
4 落札者を決定した日 平成16年9月15日

5 落札者の氏名及び住所

前田・松尾・古賀建設共同企業体

代表者 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号

前田建設工業株式会社 九州支店

執行役員支店長 小原 総生

6 落札金額 金1,627,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称

佐賀県道路公社 経営管理課

(2) 所在地

佐賀市城内一丁目6番5号

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

発行者 平成十六年十月二十二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 每週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日